

# 国立大学法人東京外国語大学学術情報基盤規程

〔平成22年 9月28日〕  
規 則 第 50 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学学則第6条第2項に基づき、国立大学法人東京外国語大学学術情報基盤（以下「基盤」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基盤は、本学における学術情報及び情報基盤システムの整備・充実とその高度化に努め、学術情報の提供及び情報基盤システムの運用により、教育・研究における支援並びに社会貢献の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 基盤は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究等に必要な学術情報の収集、管理、運用及び利用に関すること。
- (2) 教育・研究等に必要な情報基盤システムの整備、管理、運用及び利用に関すること。
- (3) その他基盤の目的を達成するために必要な業務

(部門)

第4条 基盤の目的を達成するため、基盤に次に掲げる部門を置く。

- (1) 学術情報部門
- (2) 情報基盤部門

(構成)

第5条 部門は、次に掲げる組織で構成する。

- (1) 学術情報部門は、附属図書館により構成する。
- (2) 情報基盤部門は、総合情報コラボレーションセンターにより構成する。

(基盤長)

第6条 基盤に基盤長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 基盤長は、基盤の管理及び運営を掌理する。

(副基盤長)

第7条 基盤に副基盤長を置き、総合情報コラボレーションセンター長をもって充てる。

2 副基盤長は、基盤長を補佐し、基盤長に事故あるときは、副基盤長がその職務を代行する。

(運営会議)

第8条 基盤の運営に関し、両部門にまたがる事項を審議するため、基盤に基盤運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 基盤長
- (2) 副基盤長
- (3) 図書館委員
- (4) 総合情報コラボレーションセンター副センター長、主事及びセンター員

- 3 基盤長は、運営会議を召集し、その議長となる。
- 4 運営会議は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 基盤に関する庶務は、学術情報課において処理する。

(細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、基盤に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学学術情報室規程（平成21年規則第149号）は、廃止する。